

第二号議案 定款一部変更の件

昨今のガバナンスに関する社会的要請の高まりを踏まえ、4項目をパッケージとして定款一部変更をご提案します。

1. 定款変更の背景

近年、コーポレートガバナンスに対する社会的要請は急速に高まっており、一般社団法人においても、透明性・公正性の確保と監査機能の実効性向上が強く求められるようになっていきます。

当協会は企業の経営・財務分野における調査研究・教育・情報提供を担う団体として、自らのガバナンス体制についても高い水準を維持することが会員の皆様や社会への責任と認識しております。

こうした外部環境の変化を踏まえ、理事会において協会のガバナンス上の課題を改めて点検した結果、現行定款に以下の4点について整備の余地があると判断しました。これらを一体的なパッケージとして定款変更をご提案します。

2. 定款変更内容の概要

今回提案する定款変更は以下4項目をパッケージとして位置付けます。

変更項目	対象条文	区分	趣旨・ポイント
① 役員責任 限定契約条項 の追加を含む 第38条改正	第38条 改正 (2項・3項を追加)	改正	外部の優れた人材が役員として参画しやすい環境を整備し、ガバナンスの多様性・質の向上に資する。
② 監事への 情報提供義務 の明文化	第25条の2 新設	新設	理事から監事への報告義務を定款上に明確化し、監査機能の実効性を高める。
③ 外部有識 者監事の選任 努力規定	第23条 6項 を追加	改正	弁護士・公認会計士・学識経験者等の外部有識者を監事に加えることで、独立した客観的な監査視点を確保する。
④ 関連当事 者取引の事前 承認規定	第36条の2 新設	新設	利益相反が生じうる取引について事前開示・理事会承認を義務化し、透明性と適正管理を確保する。

3. 各変更項目の詳細

変更項目① 役員責任限定契約条項の追加を含む第 38 条改正（2 項・3 項を追加）

【新旧対照表】

	現 行	改 正 案
第 38 条	当法人は、理事会の決議をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。	当法人は、理事会の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項に規定する理事又は監事の責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第 111 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 3 前項の契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

変更項目② 監事への情報提供義務の明文化（第 25 条の 2 新設）

【新設条項案】

（監事への情報提供義務）

第 25 条の 2 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監事に対してその内容を報告しなければならない。

2 前項の報告に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

変更項目③ 外部有識者監事の選任努力規定（第 23 条 第 6 項を追加）

【追加条文案（第 23 条 第 6 項として追加）】

6 監事のうち 1 名以上は、当法人の業務執行から独立した立場にある外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任するよう努めるものとする。

変更項目④ 関連当事者取引の事前承認規定（第 36 条の 2 新設）

【新設条項案（第 36 条の 2 として新設）】

（関連当事者取引の事前承認）

第 36 条の 2 理事は、自己若しくは第三者のために当法人と取引をしようとするとき、又は当法人との間に利益相反を生ずるおそれのある重要な取引をしようとするときは、あらかじめ理事会において、当該取引の内容及び利益相反の内容を開示し、その承認を得なければならない。

2 前項の取引について特別の利害関係を有する理事は、当該決議に加わることができない。

以 上